

契 約 書 (案)

件 名 東京国立近代美術館工芸館 (国立工芸館) の運営支援業務

発注者独立行政法人国立美術館分任契約担当役東京国立近代美術館工芸館長 唐澤 昌宏と請負者 代表取締役 との間において、上記の業務 (以下「業務」という。) 委託について、次の条項により契約を締結するものとする。

(業務の範囲及び内容)

第1条 この契約に基づく業務の範囲及び内容は、別紙「仕様書」に定めるとおりとする。

2 請負者は、発注者より前項の業務以外に指示があった場合は、すみやかに従業員を配置するものとする。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は、令和2年10月20日から令和3年7月9日までとする。

(請負代金)

第3条 請負代金は、別紙「業務委託料一覧表」のとおりとする。

2 請負者は、第1条第2項の規定に基づき従業員を配置した場合は別途請負代金を請求できるものとする。

(請負代金の支払い)

第4条 発注者は1ヶ月ごとに業務の完了確認を行うものとし、請負代金は請求書受理日の翌月末日までに支払うものとする。

2 請負代金は1ヶ月分ごとに発注者の指示によって配置した現場責任者及び各業務要員のポスト数にそれぞれの日数及び別紙「業務委託料一覧表」に定めた単価を乗じて得た月額確定額を支払うものとする。

3 第1条第2項の規定に基づき従業員を配置した場合は、前項の請求時に当該請負代金を別途請求するものとする。

4 請負者は請求書及び業務日数報告書 (東京国立近代美術館工芸館管理室の確認を受けたもの) を東京国立近代美術館工芸館管理室会計担当に送付すべきものとする。

5 前項の請求金額に含まれる消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

(従業員)

第5条 請負者は、従業員の身元、衛生及び業務規律等について一切の責任を負うとともに、発注者が適当でないと認めた者は、これを交替させることができるものとする。

(再委託の禁止)

第6条 請負者は、発注者の承認を得ずに請け負った本件業務の実施に係る業務を一括して第三者に請け負わせてはならない。

2 請負者は、本件業務の実施にあたり、その全部又は一部について再請負を行う場合には、あらかじめ再請負する業務の範囲、再請負を行うことの合理性、及び必要性、再請負先の履行能力並びに報告徴収その他管理・運営の方法等、発注者の求める書面を提出し、承認を得なければならない。

3 請負者は、前項により再請負を行う場合は、再請負先から必要な報告を徴収するものとする。

(損害賠償)

第7条 請負者は、その従業員の責に帰すべき事故等により発注者に損害を与えたときは、発注者に対し賠償の責を負う。

(契約の不履行)

第8条 発注者は、契約の不履行が発生し書面による改善要求をした場合は当該不履行分の支払を行わないものとする。

(災害・事故防止の対応)

第9条 請負者は、請負実施の際、常に災害及び事故防止に留意し特に必要があると認めるときは、臨機の措置をとるようにしなければならない。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第10条 請負者は、発注者に対し、請負者（請負者が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が、現在及び将来において、次の各号に掲げる事項について表明し、該当しないことを確約するものとする。

一 自社、自社の親会社、子会社、関連会社並びにその役員又は従業員が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人、又はこれらに準じる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること。

イ 反社会的勢力から直接・間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資本・資金を導入され、若しくは資本・資金関係の構築を行われ、又は経営に実質的に関与されること。

ウ 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与すること。

エ 反社会的勢力を利用し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行うこと。

オ 上記のほか、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

二 自社の取引先又はその役員若しくは従業員が、前号に掲げるいずれにも該当しないこと。

2 請負者は、発注者が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

(履行の確認・業務の改善)

第11条 請負業務の履行の確認及び業務の改善については、次の各号のとおりとする。

一 請負者は、別添仕様書等の内容に従って誠実及び適正に運営支援業務を行うとともに、仕様書に定められた必要な文書を発注者に提出し、その基準に満たしているかの確認を受けるものとする。

二 発注者が、仕様書に定められたサービスの質を満たさない運営支援状態であると確認された場合、発注者は請負者に対し、口頭及び書面により、改善要求を通知するものとする。なお、改善されない場合は、本契約を解除することができるものとする。

三 請負者は、前項の要求があったときは、速やかに改善策を作成・提出し、発注者の承認を得た上で実施しなければならない。

四 第1号及び前号の措置のために要した経費については、請負者が負担するものとする。ただし、当該経費を請負者が負担することが著しく不適当であると認められるときは、発注者請負者間において協議し、発注者において、その全部又は一部を負担するものとする。

五 請負者は、第1号に必要な文書及び第3号の改善策の作成及び実施に当たり、発注者に対して必要な助言、協力を求めることができるものとする。

(業務内容の変更)

第12条 発注者請負者は、本件業務の質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約による業務内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を得なければならないものとする。

(業務変更の場合の費用負担)

第13条 発注者は、前条に規定する業務内容の変更（請負者の責めに帰すべき事由による変更を除く。）により、本件業務について合理的な範囲内での増加費用が発生する場合には、当該増加費用を負担し、合理的な範囲内で費用が減少する場合には、当該費用相当額を減額する。

(雇用主の責任)

第14条 請負者は、請負を実施するための作業員に対して、雇用主としての作業上及び身分上の義務を負うものであり、身元、風紀、業務規律その他に関し、一切の責任を負うものとする。

(業務上知りえた秘密の保護)

第15条 請負者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

(善管注意義務)

第 16 条 請負者は、請負実施の際、発注者の建物及び器物等を損傷しないよう、善良な管理者の注意を払わなければならない。

(損害賠償責任)

第 17 条 請負者は、前条の注意義務を怠り、建物及び器物等を損傷したときは、賠償する責を負うものとする。

2 前項の賠償額は、損害の度合により発注者の定める額とする。

(第三者への賠償責任)

第 18 条 請負者は、請負の実施について第三者に加えた損害の賠償の責を負うものとする。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者がその賠償の責を負うものとする。

(契約の解除)

第 19 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

一 請負者が前条による暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合。

二 請負者が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しなかった場合。

三 請負者が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合。

四 請負者から解除の申し出があった場合。

2 発注者が、前項各号により本契約を解除した場合には、発注者はこれによる請負者の損害を賠償する責を負わないものとする。

3 第 1 項の規定により発注者が本契約を解除した場合には、請負者は発注者に対し違約金を支払うものとする。

(違約金)

第 20 条 請負者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は第 19 条の規定に違反し、又は請負者が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者又は請負者が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、請負者が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として請負者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 請負者(請負者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

四 第 14 条の規定により、この契約の全部又は一部を解除することが確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 請負者は、この契約に関して、第 1 項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(施設の提供)

第 21 条 発注者は、その契約の履行のための施設(東京国立近代美術館工芸館(国立工芸館)の等の一部)を請負者に提供するものとする。

(契約保証金)

第 22 条 契約保証金は、免除する。

(細目)

第 23 条 この契約についての必要な細目は、文部科学省が定めた物品供給契約基準を準用するものとする。

(紛争処理)

第 24 条 この契約について、発注者請負者間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決する

ものとする。

(管轄裁判所)

第 25 条 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、東京国立近代美術館工芸館の所在地を管轄区域とする金沢地方裁判所又は金沢簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他)

第 26 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者請負者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者請負者は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者

石川県金沢市出羽町3-2
独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
東京国立近代美術館工芸館長 唐澤昌宏

請負者